

計画主体名	兵庫県・加西市		
計画期間 実施期間	平成27年度～平成30年度 平成27年度	総事業費（交付金）	30,000千円（15,000千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	遊休農地を活用し市民農園を整備することにより都市住民との交流を行う。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	市民農園区域の指定を受けている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	住民との会合・協議により合意を図っている。女性については地元婦人会が協議に参加している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		
事業の推進体制は確立されているか	○	加東農林事務所の指導の下、活性化計画主体の加西市と連携し（農）西笠原営農組合が事業を実施する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標：西笠原地区の豊かな自然や文教施設を生かした市民農園を整備し、その運営及びイベントの開催を通じて交流人口の拡大や波及が見込まれ、地域の活性化を図っていく。目標は、交流人口を年間1520人とする。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間 平成26～30年度 実施期間 平成27年度
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	$30,000\text{千円} \times 50/100 = 15,000\text{千円}$

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	計画位置である市民農園は未整備で、本地区の採択、交付決定後に着手する。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	主な耐用年数は管理棟（木造）24年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	要領に則り算定されている
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率＝2.023
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	遊休農地を活用した市民農園整備を行い、地域間交流の拠点とする。また、事業主体は地域農業者が組織する（農）西笠原営農組合であり要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	交付先：加西市→（農）西笠原営農組合 交付金の使途：市民農園整備にかかる事業
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	整備区画等から適切な交流人口を考慮している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	既存類似施設は順調に区画を伸ばしている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は近隣都市（姫路～神戸）の臨海部で車での移動を想定している。利用は年間を通じてある。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	規模等は既存施設を参考に計画しており、交通アクセス、連携できる施設を調査し検討している。（農業普及所・JA・インターチェンジ等）

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	地区婦人会等が参加を行う計画である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	類似建築概算単価により積算されている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	砂利舗装等、必要最低限の設備としている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	市民農園としての休憩室・管理室・給湯室・トイレ・シャワー室であり必要施設のみの計上である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	備品は計上していない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	公共交通・インターチェンジからの距離からも適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	地元所有地または営農組合員所有農地であり問題はない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	計画単価24.5万円/㎡、延べ床面積112㎡
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	スーパーL資金を活用する。なお事業主体である営農組合において返済について十分検討されている。 （借入予定額6,000千円）
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	市基準に準じて指名競争入札を行う。事業量が小さい（事業費3000万以下）ことと、地元が発注を行うことから一般競争入札は困難であると判断する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	市民農園整備運営計画により適正に管理する。収支にて人件費・園運営費が適正に計上されている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収入においては、賃借料が適正に計上されており、支出においては、借入金の償還費・人件費・園運営費が計上されていることから適正な収支計画を策定していると判断する。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。